



あ さ い ち

あいさつ

さわやか

いつでも

ちいきと



建学の精神
生徒の信条
教育目標

みんな仲よく 面倒よく
正しくあれ 強くあれ 望み高くあれ
感動・笑顔・仲間
持ち味を生かし 協同しながら
自らを成長させる生徒の育成

旭一中だより
令和4年度
第10号
令和5年1月6日
文責 岩井 玲

子どもの権利条約

あけましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。

「子どもの権利条約」とは、子どもが一人の人間として基本的人権を有し、行使するための権利を保障する条約です。1984年に国連で採択され、1990年に国際条約として発効されました。日本は1994年に批准しており、中学1年の国語の教科書でも扱われています。

子どもの権利条約では、18才未満を子どもとして定義しており、子どもの年齢に関わらず、すべての子どもが平等に大人と同じ人間として扱われ、主体的に生きる権利をもつ存在として定めています。しかし、大人への成長段階にある子どもは、身体的・精神的に未熟であり、経済力が備わっていません。弱い立場の子どもは、自立できるまでに十分な配慮や保護が必要なため、子どもの権利条約には、子どもならではの権利も盛り込まれています。

以下の「4つの原則」は、子どもの権利条約における根源的な理念です。

1 命を守られ、成長できること

すべての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

2 子どもにとって、最もよい選択を考えること

子どもに関することが行われるときは「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

3 意見を表明し、参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

4 差別がないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



1年理科 光の反射

子どもの権利を守る責任は保護者が負うべきであると定められており、私たち大人はこれらの理念をしっかりと理解しておく必要があります。